

令和3年第8回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月20日(火)午後1時～

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員

(16名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
委員	2番	佐々木達也
委員	3番	高橋かおる
委員	4番	白澤克美
委員	5番	熊谷洋司
委員	6番	川村良道
委員	7番	川村和男
委員	8番	佐々木博
委員	9番	星川忠博
委員	10番	藤原幸藏
委員	11番	佐藤俊孝
委員	12番	高原弘明
委員	13番	阿部江利子
委員	14番	白澤和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 事業の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地法の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の所有権移転届出について

日程第7 報告第3号 令和2年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について

日程第8 報告第4号 令和3年度矢巾町農業委員会活動計画について

日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定  
について

日程第10 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請  
に対する意見決定について

日程第12 議案第4号 農地利用集積計画に対する意見決定について

## 5 農業委員会事務局

事務局長 高 橋 保  
係長 照 井 和歌子  
主任主事 藤 原 佳芳里

## 6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆さまにお知らせします。

5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和3年第8回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆さまにお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは当職より指名します。10番藤原幸藏委員、11番佐藤俊孝委員、12番高原弘明委員をお願いいたします。

日程第2、会議録書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、照井和歌子係長 をお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

≪異議なしの声≫

議長

それでは、本日1日と決めます。  
日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご説明いたします。  
6月24日（木）令和3年度第1回地域農業マスタープラン実践塾  
7月2日（金）矢巾町婚活推進ネットワーク会議総会  
7月7日（水）あっせん事業  
今回は、あっせん委員に佐々木博委員、阿部江利子委員を指名して行いました。  
7月14日（水）農地転用現地調査  
同日、7月14日（水）農地移動適正化あっせん会議  
7月20日、本日になりますが、  
午前中に、矢巾町農業委員研修会、そして農地パトロール出発式、午後から第8回矢巾町農業委員会総会を行っております。  
質疑等ありましたら、挙手願います。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番白澤和実委員。  
14番白澤です。7月2日に矢巾町婚活推進ネットワーク会議総会がありましたが、会員は農業委員のほかどのようなメンバーがいますか。

阿部江利子委員

はい、議長。

議長

はい、13番阿部江利子委員。

阿部江利子委員

13番阿部です。民生委員協議会や、コミュニティ会長連絡協議会、青少年健全育成町民会議などの役員の方々がメンバーとなっています。  
担当課は企画財政課で婚活事業として行っており、今回は総会になります。毎年、2、3回の集まりがあります。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番白澤和実委員。

白澤和実委員

14番白澤です。どのような活動をし、カップルの成立はどのようになっていますか。

佐々木昭英職務代  
理者 はい、議長。

議長 はい、15番佐々木昭英職務代理人。

佐々木昭英職務代  
理者 15番佐々木です。年に2回ほどイベントを開催し、去年は2組のカップルが  
成立しました。今年度はさらに成立を目指すことで進めることになっています。

議長 ほかに質疑ありますか。

《なしの声》

議長 次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出につい  
て、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第1号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より報告第1号について補足説明させていただきます。

番号1につきましては、相続人●●●●氏が●●●●在住となっておりますが、  
被相続人●●●●氏の弟が町内におり、耕作しておりますので、耕作放棄地には  
繋がらないものと考えております。

番号4の相続人、●●●●在住の●●●●氏は以前から、ご自身で耕作してお  
りますので、引き続き耕作放棄地に繋がらないものと考えております。

その他、番号2、番号3、番号5につきましては、それぞれの相続人が町内在  
住となっておりますので、耕作放棄地に繋がらないものと考えております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 　　　　　　　　では次に進みます。

　　　　　　　　　　　　日程第 6、報告第 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による農地の所有権移転届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 　　　　　　　　≪報告第 2 号 朗読≫

議会 　　　　　　　　　　補足説明を許します。

事務局 　　　　　　　　はい、議長。

議長 　　　　　　　　　　はい、事務局。

事務局 　　　　　　　　事務局より報告第 2 号について補足説明させていただきます。

　　　　　　　　　　　　時効取得は、所有の意思をもって、平穩にかつ、公然と他人の物を 20 年間占有した者がその所有権を取得できることであり、民法に定められています。平穩に、とは所有者に対し暴行や脅迫により占有しているわけではないこと、公然とは占有していることを隠していないことであります。番号 1 については、昭和 52 年に、番号 2 は平成 4 年にそれぞれ仮登記を行い、それ以降、公然と 20 年間農地を耕作していたため、時効取得が認められたものです。

　　　　　　　　　　　　所有権取得の届け出はもともと、農業委員会の許可の対象ではないものや、許可不要の農地の取得に対して報告を義務づけることで、農地が適正に耕作されない恐れがある場合を把握し、農地の貸し借りや売買を促すために定められたものです。今回のような時効取得での所有権の移転は、農家でない方も農地を取得することが出来るため、今後も農地パトロールでの確認を行っていきたいと思います。

議長 　　　　　　　　　　それでは、質疑がありましたら挙手願います。

阿部江利子委員 　　　　はい、議長。

議長 　　　　　　　　　　はい、13 番阿部江利子委員。

阿部江利子委員 　　　　13 番阿部です。

　　　　　　　　　　　　説明は受けましたが、権利取得者はそれぞれ●●●●の方で、面積もそれほど広くはない農地です。現在はどのような状態となっておりますか。

事務局 　　　　　　　　はい、議長。

議長 　　　　　　　　　　はい、事務局。

事務局 1 3 番阿部江利子委員のご質問にお答えいたします。  
こちらは自作地となっている状況となります。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、1 1 番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 1 1 番佐藤です。何点かお聞きしたいと思います。

先ほど補足説明でもあったように、農業者ではない方が、この方法では農地を持てるので、非常に農地法の趣旨から問題意識を私個人的に思っています。

今年2月ぐらいの総会にも同様の案件が出て、この内容のものを当委員会として1回保留して、内容を精査しました。何が一番問題であるかというのは、昭和52年なり平成4年に仮登記をして、自分の土地だという登記、権利を行使しております。なぜそのときに、5条申請が上がってこないのか。というところですね。

今後も同じような動きがある場合は、当委員会としては、5条申請から上げるべき内容とし、これを指導・構築して欲しいところです。

あげられないものは、個人の申請主義に対して訴求をもって考えるしかないのですが、当委員会としてはそれがまず必要ではないかと考えます。

そこでお聞きしたいんですが、この1番、2番のそれぞれは、5条申請があった経緯はあるんでしょうか。把握していればお知らせ願います。

それと、もう一つお聞きしたいのが、あっせんの希望の有無で、どちらも希望が無いようです。

先ほどの補足説明の中で、農地パトロールを行って、遊休農地化を防止すべく当委員会は活動していく。ということはそのとおりです。

本当にこの方々が畑を畑として管理していける状態なのかどうか。

当然これは届け出を受理する捉え方とすれば、この20数年間は、農地を農地として徹底のある管理をして守ってきたから、この届け出を受理しましょうというところになった訳です。

我々の姿勢がそこに答えとして出てきます。

きちんと耕作管理をやってくればいいし、今後もやる見通しがあるならそれで良い訳です。そこのところをきちっと管理をして診ていかなければならない。

だから、当委員会としては、権利取得者に対して、あっせん事業を進め、中心経営体などの方々に耕作をお願いすべき農地であるという、行動を起こすべきものと考えますが、いかがでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 1 1 番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。  
まず一点目につきまして、5 条申請があったかということですが、この農地につ  
きましての5 条申請は出ていないと思われます。また、当時相談があったかとい  
うことについては、把握しておりません。  
また、当該地について、農用地農振区域であり、今後も5 条申請の許可は難し  
い農地であると思われます。  
今後の状況につきましては、担当農業委員に現地調査していただき、耕作状況  
を確認し、耕作状況がよくない場合は、あっせん事業も含めて所有者と調整して  
いきたいと考えております。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 加えて説明をさせていただきます。  
前回、2 月にも同様案件による補足説明をさせていただいておりますが、本案  
件につきましては、当時、平成1 1 年にこの付近の権利者から矢巾町長あてに、  
農振除外申請の要望を提出している経緯があります。  
その要望の回答としては、農振除外は難しいとしております。  
このようなことから、当時、当該農地については農振農用地となっていること  
を知らないまま、農地転用を予定し仮登記したのではないかと想定されます。  
現在は、農林サイドと農業委員会サイドが連携をはかっておりますので、この  
ようなことはないように努めて参ります。  
以上でございます。

議長 それでは他にございますか。

《なしの声》

議長 次に進みます。  
報告第3 号、令和2 年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、日程第  
8、報告第4 号、令和3 年度矢巾町農業委員会活動計画について、は関連がある  
案件ですので一括の報告としてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

議長                    それでは、一括して報告いたします。  
                          日程第7、報告第3号、令和2年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、日程第8、報告第4号、令和3年度矢巾町農業委員会活動計画について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局                ≪報告第3号、第4号 朗読≫

議長                    補足説明を許します。

事務局                はい、議長。

議長                    はい、事務局。

事務局                事務局から補足説明させていただきます。  
                          まず、報告第3号の令和2年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価についてですが、先月第7回の総会後に、ご意見を参考に修正した部分がありますので説明いたします。  
                          6ページの担い手への農地の利用集積・集約化の部分の現状の欄について、年度末の数値ではなく、計画の際の数値を記載するとのことでしたので、訂正いたしました。  
                          7ページの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についても、同様の訂正となります。  
                          8ページの遊休農地に関する措置に関する評価についても、同様の訂正となります。そして、解消実績の部分について、0.26ha解消したものの、昨年度より遊休農地の面積が増加した場合、マイナス表記することとなっていたため、訂正いたしました。  
                          次に、報告第4号の令和3年度矢巾町農業委員会活動計画についてですが、同じく、先月第7回の総会にて、ご指摘のあった部分を訂正いたしました。  
                          15ページの担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、活動目標の部分に、「集約」を追加いたしました。  
                          16ページの遊休農地に関する措置についてですが、活動計画の農地の利用状況調査の調査方法の欄に、「遊休農地を4つに区分して管理する」ことを追加いたしました。  
                          以上でございます。

議長                    それでは、質疑がありましたら挙手願います。

                          ≪なしの声≫



議長

次に進みます。

日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《議案第1号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局から補足説明させていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。3条許可要件が記載されております。番号1から5につきまして、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

番号1の、譲渡人の●●●●氏、譲受人の●●●●氏は、あっせん事業により、売買が成立したものになります。

番号2につきましては、20万円と低い金額となっておりますが、以前より譲渡人の●●●●氏が、譲受人の●●●●氏に耕作をお願いしていた農地であり、双方合意の上このような金額となっております。

番号3、4の、●●●●氏、●●●●氏の案件は、あっせん事業で行い、農地の交換をするものです。面積に差異はありますが、金額の調整をせず、双方合意の上、等価交換となりました。

番号5の譲渡人の●●●●氏、譲受人の●●●●氏につきましては、低い金額となっております。昨年度から耕作されていない農地であり、この状態であると近隣の農地に被害がおよぶ恐れがあるため、●●●●氏が当該農地を譲り受け、現況を復田し耕作するものになります。耕作が可能となるまでの復元する費用は●●●●氏が負担するため、このような金額となっております。売買後、草刈り等を行い、来年度から耕作する予定となっております。

なお、当該農地については、現地調査を行い、担当農業委員からその旨、適切な管理についてお願いしてきたところです。

以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。  
次に進みます。お諮りします。  
日程第10、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

議長 それでは、一括して議題といたします。  
日程第10、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する拒否決定について、日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第2号、議案第3号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 まず、議案第2号について、補足説明させていただきます。

番号1、申請者は●●●●氏で、申請位置は役場の北西側約●●●●k mに位置し、西側は●●●●が通っています。周りは宅地と●●●●に囲まれているため、第2種農地です。この案件は、農地転用として申請があったものの、先月現地を確認した際に砂利が敷かれており、長らく資材置き場の一部となっていたことが確認できたため、適用外を提出いただいたものです。

番号2、申請者は●●●●氏で、申請位置は役場の西側約●●●●k mに位置し、東側には●●●●が縦断しています。周辺は10ha以上の一団の農地であり、第1種農地と判断いたしました。農地は墓地と隣接しており、長らく墓地の一部として利用されてきたため、今回、適用外の申請を頂きました。

番号3、申請者は●●●●氏で、申請位置は、役場の南西側約●●●●k mに位置し、西側は●●●●に隣接しています。周辺は10ha以上の一団の農地であり、第1種農地と判断いたしました。申請位置の向かいには、以前所有者が住んでいた居宅があり、現在は空き家となっております。今回空き家の売買のため、地目を確認したところ農地であったため、適用外の申請が出されました。

番号4、申請者は●●●●氏で、申請位置は、役場の南側約●●●●k mに位置し、●●●●の近くの農地です。周辺は宅地に囲まれており、第3種農地と判断いたしました。申請農地は、宅地と道路に挟まれた、変形の農地であり、農地としての活用が難しいため、適用外の申請がありました。

続きまして、議案3号について、補足説明させていただきます。

譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●で、申請位置は、役場の北西側約●●●●k mに位置し、南側は●●●●に隣接している、市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在します。申請地は10ha以上の一団の農地であり、第1種農地と判断いたしました。

先月、土地調整専門委員により現地調査をいたしました。現地は資材置き場や簡易的な倉庫棟があり、撤去するよう、権利者に求めたところです。今回、担当農業委員により、現地調査にて、改善されているとともに、さらに、町担当から県へ問い合わせしております。県からは都市計画法について、違反はないとの回答を頂いております。また、以前、当該地は油漏れなどの環境面で県から指導が入った経緯もありましたが、近隣の農地への影響については、すでに対策済みとのお答えを頂いております。現在の資材置き場を2/3以下の面積の拡大であり、現地を確認した担当農業委員から、農地転用についてはやむを得ないとの意見を頂いております。

以上でございます。

議長

7月14日に農地転用現地調査を行った、農業委員より調査結果を報告願います。

川村良道委員

はい、議長。

議長 はい、川村良道委員。

川村良道委員 6番川村です。それでは報告をさせていただきます。

適用外証明現地調査の意見でございます。

番号1の●●●●氏の案件ですが、当該土地は●●●●の建設の際に代替地として取得した土地であり、面積が小さいため、昭和57年ごろから耕作されておらず、20年以上前からの案件です。農地として原状回復をしても、面積が小さいため、継続的に耕作することは困難であることから、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断いたします。

番号2の●●●●氏の案件ですが、当該土地は、●●●●の道路拡張の際の残地であり、面積が小さく、不整形であることから、30年以上前から耕作されておらず、20年以上前からの案件です。農地として原状回復をしても、周囲は道路と宅地に挟まれており、継続的に耕作することは困難であることから、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断いたします。

番号3の●●●●氏の案件ですが、当該土地は、昭和29年ごろから農業用倉庫の敷地として利用されています。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地として原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断いたします。

以上です。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。

《なしの声》

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。次に進みます。  
続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転  
設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛  
成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。次に進みます。  
日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を  
議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第4号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第4号について、事務局より補足説明させていただきます。  
番号1の賃貸人、●●●●氏、賃借人、●●●●氏につきまして、金額が8,  
000円となっておりますが、現在の貸借契約を継続するものであり、双方合意  
の上の金額となっております。また、所有者である●●●●氏は紫波町にも農地を  
所有しており、その農地も同様に●●●●氏に貸借する予定となっております。  
期間についても同様です。  
以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。  
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であ  
るとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。  
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。  
みなさま、大変お疲れ様でした。

《終了 13:51》

以上は、令和3年7月20日、矢巾町役場4階大会議室において開催された、令和3年第8回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

---

議事録署名人 番

---

議事録署名人 番

---

議事録署名人 番

---